

# 【講話】廣田耕一課長（警察庁・生活安全局保安課）

## 平成21年10月30日KKRホテル東京において、 一般社団法人日本遊技産業経営者同友会の 設立15周年記念経営者セミナー・交流会における行政講話（要旨）



本日は、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会 設立15周年記念経営者セミナー・交流会にお招きいただき、お話しする機会をいただいたことに對し、厚く御礼申し上げます。また、皆様におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っていることに對しまして併せて感謝申し上げます。

さて、貴団体は、平成6年、遊技産業の近代化、合理化及び健全化に資するため所要の調査及び研究を行い、その成果を普及し、遊技産業における諸問題の解決を図ることを目的として設立された団体であると承知しております。貴団体は、これまで、風営法を遵守するとともに、業界の健全化のために尽力してこられ

たことに對しまして、その御努力に改めて敬意を表する次第であります。現在、業界では、低賃玉営業として、1円パチンコが浸透する中、最近では0.5円パチンコが増加しつつあるなど、遊技料金の低価格化が広がっております。貴団体でも、これまで、「低投資で遊べる」、「長時間遊技が出来る」ことをコンセプトとした、低価格、低投資で大当りが体感できる遊技機を開発するなどの取組みを行っていると聞いております。こうした取組みは、射幸性を抑え、遊技客がポケットマネーの範囲で、手軽に、安く、安心して遊技を楽しむことができる環境の整備という面から大変意義のあることであります。その他、社会貢献活動の一環として受動喫煙防止対策への取組みや駅伝大会への協賛など、業界をリードしていく姿勢を強く示されており、引き続きその方向性を維持し、さらに、これを推進していただきたいと思っております。

本日はせっかくのお時間をいただきましたので、ばちんこ営業に関して、とりわけ業界の健全化について、私が考えている事についてお話しして、何らのご参考にしていただければと思っております。

○健全営業に向けた継続事項  
1点目は、のめり込みや不正改造等、従来からある問題について、気を緩めることなく、引き続き着実に取り組んでいただきたいということです。

①のめり込みの問題  
その1は、いわゆるのめり込みの問題についてです。ばちんこ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」によりますと、昨年度1年間で合計1187件の電話相談があったということです。今年度はというと、8月末までに620件（毎月約120件）の電話相談が寄せられるなど、相談件数も増加しているという状況です。また、依然としてばちんこののめり込みが要因となつて犯罪に走つたというような報道が時々見受けられることも事実であります。また、これに起因するものとして児童の車内放置事故があります。昨年4月の鹿児島県下での死亡事故に引き続き、去る8月にも秋田県下のホール駐車場内で、熱中症が原因によると思われる死亡事故が発生し、母親が保護者責任遺棄致死罪で逮捕されるという痛ましい事件

が発生しています。

全日本遊技事業協同組合連合会全日遊連等の働きかけにより、トイレ等にポスターを掲示して周知を図り、また、ホール駐車場の巡回活動などの未然防止対策を講じ、これまで多くの事故が未然に防止されてきたところ、残念ながら、このような事故が起きてしまいました。のめり込みは、ばちんこに内在する負の側面と言えらると思いますが、ばちんこの本質的な問題として、射幸性のあり方を含め、しっかりと考えていく必要があるかと考えます。

②遊技機の不正改造について  
その2は、不正改造についてです。検査数を見ますと、一昨年は32件、昨年は20件、本年上半期では6件（前年同期比で5件の減少）と年々減少しています。その背景として、業界において、不正に強い遊技機づくり、不正されても発見されやすい遊技機づくり、不正情報の収集、立入検査等様々な取組みがなされていることが一因として挙げられます。ただ、その不正手口をみると、釘曲げ等の従来型の手口が引き続き行われている一方で、今年検査した手口においては、主基板に偽装ICが取り付け



実際に検査された最近の不正改造事犯を見ましても、従業員が外部の人間と共謀して不正改造を行うという事案もあり、いわゆるゴト対策というのは、従業員による不正を防止するという側面から重要なものとなっております。そのような点から、こうした実務に直結する研修は、ホールの店長さん以下従業員全員に不正改造を絶対許さない、見逃さないという意識を強く持っていたらという点では大変有意義なものと考えています。

貴団体の皆様には、不正改造防止対策に向け、その先頭に立ってより一層取組みを推進していただければとお

願います。③賞品の買取り問題については、その3は、賞品の買取り問題です。ご案内のように、風営法は、ばちんこ営業者が客に提供した賞品を買取ることを禁止しております。具体的には、買取り行為とは、営業者がその遊技場で提供した賞品を買取る場合のほか、営業者が直接に賞品を買取るものではない場合であっても、営業者がこれに関与していると認められる場合には取締りの対象としております。この買取りのほか、条例により、ばちんこ賞品を買い取らせないことを営業者の遵守事項として規定しているところも多く、これを行政処分の対象としております。これら買取り、買い取らせ事案は、今年に入って検査は報告されていないものの、行政処分は昨年以上のペースで行われているところです。

今後、このような違法行為を認知した場合には、警察としては厳正な取締りを行っていく事にしておりますので、ぜひ、皆様方には遊法営業を徹底していただきたいと思っております。

ここで、なぜこの買取り、買い取らせを重視しているかということですが、釈迦に説法になりますが、ばちんこは賭博ではない、言い換えれば、賭博と一線を画す営業を行うことが大切であるということです。

法的に言いますと、ばちんこは風営法によって、様々な視点から、著しく客の射幸心をそそるものとならないように規制し、そのことよって賭博とならないようにしているものであります。この買取り、買い取らせの規制は、その根幹をなす規制の中の一つであり、一般の人から見

て賭博と一線を画す営業とするためには、是非とも遵守していただかなくてはならない規制であることを、今一度ご認識していただければと思います。

○一般大衆の目線に立った取組みについて

2点目は、現在ばちんこをしない方を含めた一般の目線に立った取組みという点です。

まず、ばちんこ産業界の現状について申し上げます。レジャー白書によると、かつて30兆円と言われていたものが平成20年は21兆7千万円と前年比5.5%の減少となっておりますが、平成19年と比較して下げ幅は縮小している傾向となっております。一方で、平成20年のばちんこ参加人口は前年に比べ、130万人ほど増加して1580万人となり、4年ぶりに増加に転じました。また、ばちんこ参加率も1.2%上昇して14.3%となっております。

これは、平成16年の規則改正以降、業界において、射幸性を大幅に抑え、より広い層の方にできるだけ手軽に安く安心して遊技が出来るよう、1円パチンコに代表されるような低賃玉営業の導入が促進されたことや、ホール、メーカー、販社が協力して「遊パチ」の構築に取り組みされた結果、ばちんこ参加人口の増加に反映されたものと考えております。

貴団体におかれましては、昨年、名古屋、大阪でパネルディスカッションを実施して、ばちんこファン拡大のための施策や遊べる遊技機の構築などのテーマについて、ホール関係者とメーカー関係者との間で討議をされたり、また、遊技そのものの

面白さを楽しんでもらえるような健全な大衆娯楽を具体化していくための施策として「環境とパチンコ&パチスロフェア」を開催して、ばちんこ産業界における環境対策や社会貢献等の取組み状況を公開したり、低射幸性遊技機などを設置して、「現在のファンのみならず、「現在ばちんこをしない方」を含めた人にもばちんこを周知してもらおうことを計画していることを伺っています。このような取組みは、業界の健全化という観点からも重要なことであり、今後もこのような取組みを推し進めていただきたいと思うところであります。

このほか、現在、業界における地球温暖化防止対策として、全日遊速において「環境自主行動計画」が策定され、ホールの電気使用量を抑えるための取組みがなされております。これを成し遂げるためには、メーカー等と協力しつつホールが努力していくことが重要であり、皆様方が一致団結してしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

ばちんこ営業は、1500万人を超える方が楽しんでいる代表的な大衆娯楽です。このような娯楽は、おそらく他にないものと思われまます。業界で唯一「経営者」という名のつく貴団体が業界をリードし、業界の発展と健全化に向けて努力していくことが、ばちんこ産業界が真の娯楽として国民に評価されファンを拡大することに繋がると思っています。そのために、警察としても、可能な限りそれをお手伝いしていきたいと考えております。私どもに対しても、是非忌憚のないご意見、ご提言をいただければと思います。拙いお話でしたが、ご静聴ありがとうございました。

られるものや正規基板を交換するものなど、悪巧みな手口によるものが多発しています。私どもとしては、こうした不正手口がとられていないかといった点にも着目しながら、引き続き取締りに力を入れていきたいと考えています。

他方で、この不正改造問題は、私共警察が取締りをすれば、それで無くなるというものでは決してありません。当然の事ながら、業界の皆様方の自主的な取組みと相まって、初めて効果が上がっていくものであります。

ここで業界団体の取組みに関して

お話ししますと、一般社団法人遊技産業健全化推進機構(機構)については、平成19年から立入検査を開始し、昨年度は約3000店舗に立入検査をしているところですが、警察に通報していただけて検査に至った事例も平成19年に立入を開始して以降8件(今年2件)に上っています。また立入店舗数は今年度の立入目標3200店舗をクリアするペースで実施していると同っています。

また、社団法人日本遊技関連事業協会(日遊協)では今年に入り、ゴト事案の実態と対策を中心に、不正対策勉強会が全国各地で開催されていると同っています。

実際に検査された最近の不正改造事犯を見ましても、従業員が外部の人間と共謀して不正改造を行うという事案もあり、いわゆるゴト対策というのは、従業員による不正を防止するという側面から重要なものとなっております。そのような点から、こうした実務に直結する研修は、ホールの店長さん以下従業員全員に不正改造を絶対許さない、見逃さないという意識を強く持っていたらという点では大変有意義なものと考えています。

貴団体の皆様には、不正改造防止対策に向け、その先頭に立ってより一層取組みを推進していただければとお

願います。③賞品の買取り問題については、その3は、賞品の買取り問題です。ご案内のように、風営法は、ばちんこ営業者が客に提供した賞品を買取ることを禁止しております。具体的には、買取り行為とは、営業者がその遊技場で提供した賞品を買取る場合のほか、営業者が直接に賞品を買取るものではない場合であっても、営業者がこれに関与していると認められる場合には取締りの対象としております。この買取りのほか、条例により、ばちんこ賞品を買い取らせないことを営業者の遵守事項として規定しているところも多く、これを行政処分の対象としております。これら買取り、買い取らせ事案は、今年に入って検査は報告されていないものの、行政処分は昨年以上のペースで行われているところです。

今後、このような違法行為を認知した場合には、警察としては厳正な取締りを行っていく事にしておりますので、ぜひ、皆様方には遊法営業を徹底していただきたいと思っております。

ここで、なぜこの買取り、買い取らせを重視しているかということですが、釈迦に説法になりますが、ばちんこは賭博ではない、言い換えれば、賭博と一線を画す営業を行うことが大切であるということです。

法的に言いますと、ばちんこは風営法によって、様々な視点から、著しく客の射幸心をそそるものとならないように規制し、そのことよって賭博とならないようにしているものであります。この買取り、買い取らせの規制は、その根幹をなす規制の中の一つであり、一般の人から見

面白さを楽しんでもらえるような健全な大衆娯楽を具体化していくための施策として「環境とパチンコ&パチスロフェア」を開催して、ばちんこ産業界における環境対策や社会貢献等の取組み状況を公開したり、低射幸性遊技機などを設置して、「現在のファンのみならず、「現在ばちんこをしない方」を含めた人にもばちんこを周知してもらおうことを計画していることを伺っています。このような取組みは、業界の健全化という観点からも重要なことであり、今後もこのような取組みを推し進めていただきたいと思うところであります。

このほか、現在、業界における地球温暖化防止対策として、全日遊速において「環境自主行動計画」が策定され、ホールの電気使用量を抑えるための取組みがなされております。これを成し遂げるためには、メーカー等と協力しつつホールが努力していくことが重要であり、皆様方が一致団結してしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

ばちんこ営業は、1500万人を超える方が楽しんでいる代表的な大衆娯楽です。このような娯楽は、おそらく他にないものと思われまます。業界で唯一「経営者」という名のつく貴団体が業界をリードし、業界の発展と健全化に向けて努力していくことが、ばちんこ産業界が真の娯楽として国民に評価されファンを拡大することに繋がると思っています。そのために、警察としても、可能な限りそれをお手伝いしていきたいと考えております。私どもに対しても、是非忌憚のないご意見、ご提言をいただければと思います。拙いお話でしたが、ご静聴ありがとうございました。